夜間金庫規定

株式会社北洋銀行

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座預金、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という)を、当行所定の夜間金庫専用入金帳および通帳等とともに当行所定のバッグ (以下「バッグ」という)に入れ、そのバッグを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。 なお、夜間金庫入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) バッグを投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受取ってください。

3. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (預金への入金処理)

- (1) この夜間金庫に投入されたバッグ内の現金・証券類は、翌営業日の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に入金いたしますので、遅滞なく入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱にあたり、入金票に記載された金額が当店で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への入金額は当店で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

5. (バッグ等の返却)

バッグならびに通帳等は当店の入金手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店の うえお受取りください。

6. (鍵の保管)

- (1) 金庫投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行なってください。
- (2) バッグの鍵正副 2 個のうち、正鍵はご本人が、副鍵は当店が保管し、バッグの開閉に使用します。

7. (鍵、バッグの喪失・き損)

金庫投入口鍵、バッグおよびバッグ正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに当行 所定の書類によって当店に届出てください。なお、この場合、お客さまが修理費、再製費また は錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

8. (損害の負担)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、金庫投入口扉の不完全な閉扉、バッグの不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、 当行は責任を負いません。

9. (解約)

- (1) この契約は、利用者または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。
- (2) 当行は利用者が、手形交換所の取引停止処分、差押、破産または夜間金庫に対し悪意を持った行為を行う、夜間金庫使用料の未払等、信頼関係が失われたときは、即日解約することができます。
- (3) 解約の場合には、金庫投入口鍵、バッグおよびバッグ正鍵を直ちに当店へ返戻してください。

10. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権を譲渡・転貸または質入れすることはできません。 なお、金庫投入口鍵、バッグおよびバッグ正鍵についても同様とします。

11. (使用料)

(1) 夜間金庫の使用料は前払いとし、当行所定の料金をお支払いください。

支払方法は、年1回(10月1日から翌年9月30日分を10月10日に支払う)12ヵ月 分をお客さまがあらかじめご指定された口座から自動引落しいたします。

なお、10月1日以外の日に契約されたときは、契約日の属する月から当該期間の末日ま での分を契約日に申し受けます。

端数月は1ヵ月とみなします。

(2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。

使用料の申し受けは、次回の申し受け日からとします。

なお、契約期間途中の使用料変更による申し受けは月割計算とします。

(3) 中途で解約があった場合は、解約月の翌月から前払い最終月までの使用料を月割計算により返戻します。

12. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定により取扱います。

13. (規定の変更)

この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる 場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以 上(2021年4月1日現在)